

第 227 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 5 月 15 日

南 部 町 農 業 委 員 会

227 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 6 年 5 月 15 日（水） 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 6 年 5 月 15 日（水） 午後 2 時 35 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（12 人）

会長 4 番 中 村 文 男

委員	1 番 佐々木 正 義	2 番 石 橋 薫
	3 番 夏 坂 元一朗	6 番 梅 内 道 子
	7 番 山 田 憲 幸	8 番 堀 内 重 男
	10 番 佐々木 一 雄	12 番 三 浦 恵美子
	14 番 高 橋 勝 敏	15 番 河守田 雄 一
	16 番 工 藤 信 仁	

5. 欠席委員（4 人）

5 番 夏 堀 健 一	9 番 川守田 雄 一
11 番 佐々木 徳 志	13 番 赤 石 敏 文

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	佐 藤 弓 孔
主査	宮 野 健 人

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 3 号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 4 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 8 号 非農地証明交付申請の承認について
日程第 10	議案第 9 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他実施状況の公表について

事務局長 中村会長	定刻となりましたので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 14 番 高橋 勝敏 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 227 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、5 番 夏堀 健一 委員・9 番 川守田 雄一 委員・11 番 佐々木 徳志 委員・13 番 赤石 敏文 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 12 名で、委員定数に達しておりますので、第 227 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 6 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 6 番 梅内 道子 委員 10 番 佐々木 一雄 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 3 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	報告第 3 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、2 件です。

	農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名、農地中間管理機構及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 4 月 22 日、土地の引渡しの時期は令和 6 年 4 月 23 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 10 月 13 日から令和 12 年 10 月 12 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 4 月 11 日、土地の引渡しの時期は令和 6 年 4 月 12 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 5 報告第 4 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	報告第 4 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名、農地中間管理機構及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 10 月 13 日から令和 12 年 10 月 12 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和 6 年 4 月 11 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 次に、日程第 6 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 5 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 馬場 正樹 調査員
馬場調査員	11 番 馬場から説明いたします。 去る 5 月 2 日、三浦農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 5 号と議案第 6 号及び議案第 8 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 5 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働

		人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 4 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号 5 番の申請理由は、贈与を受けて新規で営農するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第 5 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 7 議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。
佐藤主幹		佐藤主幹 議案第 6 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議	長	農地調査の結果について、説明を求めます。
馬場 調査員		馬場 正樹 調査員 議案第 6 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、借家住まいを解消するため、申請地を取得するものです。 番号 2 番の申請理由は、申請者が農地へ行くための通路として利用するため転用するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議	長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
佐藤主幹		佐藤主幹 議案第 6 号について、補足説明いたします。

		番号 1 番の申請地の位置ですが、福地・苫米地地区で南部町役場福地支所から北に約 210m の距離に位置し、周囲は宅地となっています。 農地区分については、「役場の周囲おおむね 300 メートル以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。 第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で南部町役場南部支所から南東に約 520m に位置し、周囲は農地が広がっています。 農地区分については、「役場の周囲おおむね 500m 以内の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。申請地は譲受人の所有する農地、沖田面字赤石渡 42 と町道の間にあり、農地へ行くための通路として、欠くことができず、当該農地の申請は、やむを得ないものであると思われます。 第 2 種農地の転用は周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると思われる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的を勘案して、周辺の農地以外の土地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上で、補足説明を終わります。
議	長	議案第 6 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。
佐藤主幹		次に、日程第 8 議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹 議案第 7 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、28 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番と番号 2 番の利用目的は田、期間は 2 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番から番号 8 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設

		定です。 番号 9 番と番号 10 番の利用目的は田、期間は 9 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 11 番の利用目的は田、期間は 2 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,359 円です。 番号 12 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,192 円です。 番号 13 番の利用目的は樹園地、期間は 4 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。 番号 14 番の利用目的は樹園地、期間は 7 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 1,419 円です。 番号 15 番の利用目的は樹園地、期間は 9 年 10 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,208 円です。 番号 16 番から番号 20 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 21 番から番号 27 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 28 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 987 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議	長	議案第 7 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 9 議案第 8 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹		議案第 8 号について説明いたします。 非農地証明交付申請の承認に係る案件は 1 件です。 なお、別紙資料に案内図と配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、平成 25 年頃、洪水があり、橋が壊れ、田んぼに行くことが出来ず、耕作不能になり、現況が山林化したことから、申請したものです。 申請地の位置ですが、名川・鳥舌内地区で南部町役場から南に約 4 km に位置し、山間の沢伝いにある農地となっています。現況は山林原野化しており、非農地等認定の基準となる「簡易な整備では農地として復元することが困難であると認められる土地」

議 長	と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。 以上で説明を終わります。 議案第 8 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、日程第 10 議案第 9 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他実施状況の公表について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 9 号について、説明いたします。 別に配布しております資料に沿って説明させていただきます。 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、農林水産省の通知に基づき、全国の農業委員会で毎年活動計画を定め、自己評価と点検評価を行うものです。 これをホームページなどにより公表することによって、農業委員会の活動を対外的にわかりやすくするという取り組みで、今回は、令和 5 年度の点検評価となります。 ローマ数字Ⅰの 1 ですが、令和 6 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況や体制についてです。 2 は農家・農地等の概要についてです。 続きまして、次のページローマ数字Ⅱの最適化活動の実施状況ですが、(1) の農地の集積の③の実績は、今年度の新規集積面積-46ha、農地面積 3,630ha、今年度末の集積面積は 969ha、集積率は 26.7%、目標に対する達成状況は 65.3%となりました。 マイナスになっている今年度末の集積面積について、毎年度国で実施している「担い手の利用集積状況調査」の数値に基づいて記載しておりますが、今回、この調査において、複数の市町村で利用集積している担い手に関して、自市町村分の面積を適切に計上するよう国から通達がありましたので、通達に基づいて、南部町内の農地のみに改めたことから、全体の集積面積が減少したため、結果的にマイナスとなったものです。 その下の(2) 遊休農地の発生防止・解消の実績は次ページ③実績ア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績 (D) 3.6ha、今年度の目標に対する達成状況は、45.0%でした。 理由として、農業委員会の点検結果に書かれておりますとおり、農地中間管理機構の利用を勧めるが、受け手がなく貸借が成立しない。所有者が使用しない農地について、継続して耕作及び保全管理する人がいない。というものであります。 下の(3) 新規参入の促進は、次のページをお開き下さい。③実績ですが、(参考) 新規参入者の参入状況は、参入経営体数は、2 経営体、取得農地面積は、2.6 ha でし

		た。 下の、2最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、1人当たりの活動日数は1ヶ月、10日となっております。 次のページをご覧ください。 （3）新規参入相談会への参加回数 ②実績 新規参入相談会への参加回数は、1回で参加人数は1人でした。 目標達成状況の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果になりました。実績に対して、それぞれ点数が加算され、今回はこのような結果になりました。 最後、一番下の【推進委員等の点検・評価結果】ですが、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が2人で、梅内道子委員が125日、工藤静夫委員が136日の活動をされました。目標に対して期待を（やや）下回る結果となった方が28人となりました。 今後の予定としましては、本日、この点検・評価と活動計画の案を審議いただき、提出された意見を踏まえまして、6月末に県及び県農業会議へ報告、その後町のホームページで公表する予定です。 以上です。
議	長	議案第9号について、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第9号「令和5年度農業員会の農地利用の最適化の推進の状況その他実施状況の公表について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第227回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 （午後2時35分） 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月15日

南部町農業委員会会長_____

南部町農業委員会委員_____

南部町農業委員会委員_____